

# 常任委員会

## Q & A

### 総務委員会

開会日 7月4日(火)・7日(金)  
 案件 議案9件・陳情1件・報告12件

#### ●豊島区附属機関設置に関する条例(一部改正)

区内の屋外スポーツ施設は広いものが少なく、また様々な競技がある中で、公平な利用を検討していくことへの考えは。現在利用されている方々が引き続き利用したいお気持ちももつとだが、旧第十中学校は、区民の財産でもあるので、活用等基本計画検討委員会では、学識経験者の活用やメンバーの構成のバランスを考慮したい。

委員会の構成メンバーのうちスポーツ団体は、体育協会から2名ということだが、協会にお任せするということが、スポーツ全体の施策を考えた発言のできる方を推薦していただきたいと考えている。

心身障害者福祉センター大規模改修工事請負契約について外耐震改修の状況はどうか。診断をして、既に平成25年に耐震補強工事を行っている。長期間使えなかった機械浴が可能になり、期待されている。利用者の意見・要望をどうくみ取っているのか。

区が現在委託している社会福祉法人を通すなど、利用者の声を聞き、設備を検討していく。平成29年度豊島区一般会計補

#### 正予算(第1号)

衛生費、健診センターの予約システムの導入で、パソコンやスマートフォンから区民健診の予約ができるようになるのか。がん検診なども適用できるのか。そのような形に構築を進めたい。いわゆる健康診断を進めているが、各種検診なども、できる限り対応していきたい。

福祉費、保育従事職員宿舎借上助成経費の家賃等助成経費の追加について、どれくらい戸数の追加ができるのか。1年間12か月使うとして、150戸ほどの予算を計上している。

教育費、教育推進事業経費に、パラリンピック競技応援校と特筆してあるが。オリンピック・パラリンピック教育は、昨年度から全校で実施しているが、都内で10校が認定を受けるパラリンピック競技応援校に、池袋第三小学校が選ばれ、取り組んでいくもの。

オリリンピック・パラリンピック教育は、昨年度から全校で実施しているが、都内で10校が認定を受けるパラリンピック競技応援校に、池袋第三小学校が選ばれ、取り組んでいくもの。

区内で配偶者特別控除を受けている人は、どれくらいか。現在、総数として2万573人。今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しで、控除額33万円が適用できる配偶者の給与収入が、150万円以内に拡大さ

れたという認識でいいか。そのとおりである。今まで控除を受けている人が、注意することはあるか。会社の扶養から外れたり、年金や健康保険など社会保険に加入する影響などを考えなくてはならない。

法改正による税収の影響は。個人住民税の減収額については、全額国費でまかなわれるため区財政への影響はない。

軽自動車税のグリーン化特例の見直しについて、軽減になった対象車はどれくらいか。29年度の対象車両数は、25%軽減が236台、50%軽減が154台。

### 区民厚生委員会

開会日 7月4日(火)・7日(金)  
 案件 議案2件・陳情4件・報告4件等

#### ●豊島区特別区税条例(一部改正)

昭和35年に建設した建物であり、アスベスト対策は。綿状のアスベストについては、この施設にはない。交通が不便な場所にあるが、何か考えているのか。

各自、公共交通機関を利用して通所することとなる。池袋東口から徒歩15分程なので、安全な通所経路について、開設までに確認し利用者へ周知を図る。就労移行支援事業の移転で、パン・製菓事業の継続という点だが、販売もするののか。販売できるかどうか、今後検討していく。



視察風景 (駒込福祉作業所分室予定地)

作業室が2つあるが、どのような作業をするのか。作業室1では、パン・製菓の調理を行い、作業室2では、印刷物の整理などを行う。

### 都市整備委員会

開会日 7月5日(水)・10日(月)  
 案件 議案2件・請願1件・陳情1件・報告2件等

#### ●豊島区立公衆便所条例(一部改正)

東長崎駅前専用公衆便所の廃止により、平成31年の施設完成までは、周辺にあるコンビニのトイレの利用が可能とのことだが、コンビニ側と同意はできているのか。現在、各コンビニと協議を進めている。協議が整い次第、区内全域の利用可能なトイレマップを作成する。

完成後の新トイレは、施設の中に設置されるのか。施設の中に設置されるが、店舗の中に設置されるトイレとは別に、施設の入口の近くに誰でもトイレが設置される。

地元の協議会の要望に即した形で今回の計画が進んでいるのか。協議会が出した要望書の内容を踏まえて進めている。

●豊島区路上障害物による通行の障害の防止に関する条例 私道は条例の対象にならないとのことだが、私道にある障害物等の対応はどうするのか。区に権限がなく、動かしこ

とができないため、持ち主に呼びかけ、対応してもらう。道路法と本条例との違いは。道路法は緊急時に通行の障



視察風景 (池袋駅周辺)

害になる看板を撤去することが可能だが、本条例は看板を出してはいけないという違法意識を認識してもらうことが目的。

今年の10月1日に条例が施行されるまでの周知方法は。ホームページや広報紙に掲載することや実際のパトロールの指導の中でチラシを配布することなどを行い、周知していく。

日本語が分からない方々への周知方法は。数か国語対応のチラシの配布や必要な場合は通訳の方と一緒にパトロールを行い、指導していきたいと考えている。

(仮称)マンガの聖地としてミュージアム整備基本計画について 南長崎花咲公園内に付属施設を建てるとのことだが、公園部分の代替地は。現在、周辺の地権者と交渉を進めているところ。

観光振興基礎調査に、バスや駐車場の項目は入っているか。現在入っていないが、検討していく必要があると考える。

施設内で土足での利用が可能なる場所。

今後の検討課題。第1回目の検討会議で議論していく。●学校史・学校記念誌などの資料被害に関する報告について 本区では被害がなかったがこの原因をどう分析しているか。被害が広範囲にわたっているため、把握しかねる。

●私立認可保育施設児童等の遊び場確保について 池袋周辺の保育施設児童等の遊び場確保について、今後の見通しは。

区内に30園ほどある小規模保育施設児童は、区立保育園の園庭を利用できる。少しでも遊び場を確保するため、今後も、できる範囲の中で係る協力を行っていく。

月に1回程度、椎名町小学校と長崎小学校の校庭を開放することだが、時間帯は。基本的に平日の午前中。

●特別支援学級「けやき学級」の開級について 対象児童が増えた場合の対応は。対象の児童生徒数が増えていけば、教室の確保が課題となることが予想される。教育委員会内部の検討会で、今後の対応策を検討している。

●「区立幼稚園のあり方検討委員会報告書 中間のまとめ」について 私立と公立だけでなく、保育園と幼稚園の垣根をも越えた検討の方向になることだが、今後、所管はどこになるのか。

教育と保育を一本化している自治体もあるし、ワーキンググループのような形で横断的な組織をつくり対応しているところもある。先行事例等を研究し、効率的な運営を考えたい。

### 子ども文教委員会

開会日 7月5日(水)  
 案件 報告10件等

南長崎花咲公園内に付属施設を建てるとのことだが、公園部分の代替地は。現在、周辺の地権者と交渉を進めているところ。

観光振興基礎調査に、バスや駐車場の項目は入っているか。現在入っていないが、検討していく必要があると考える。